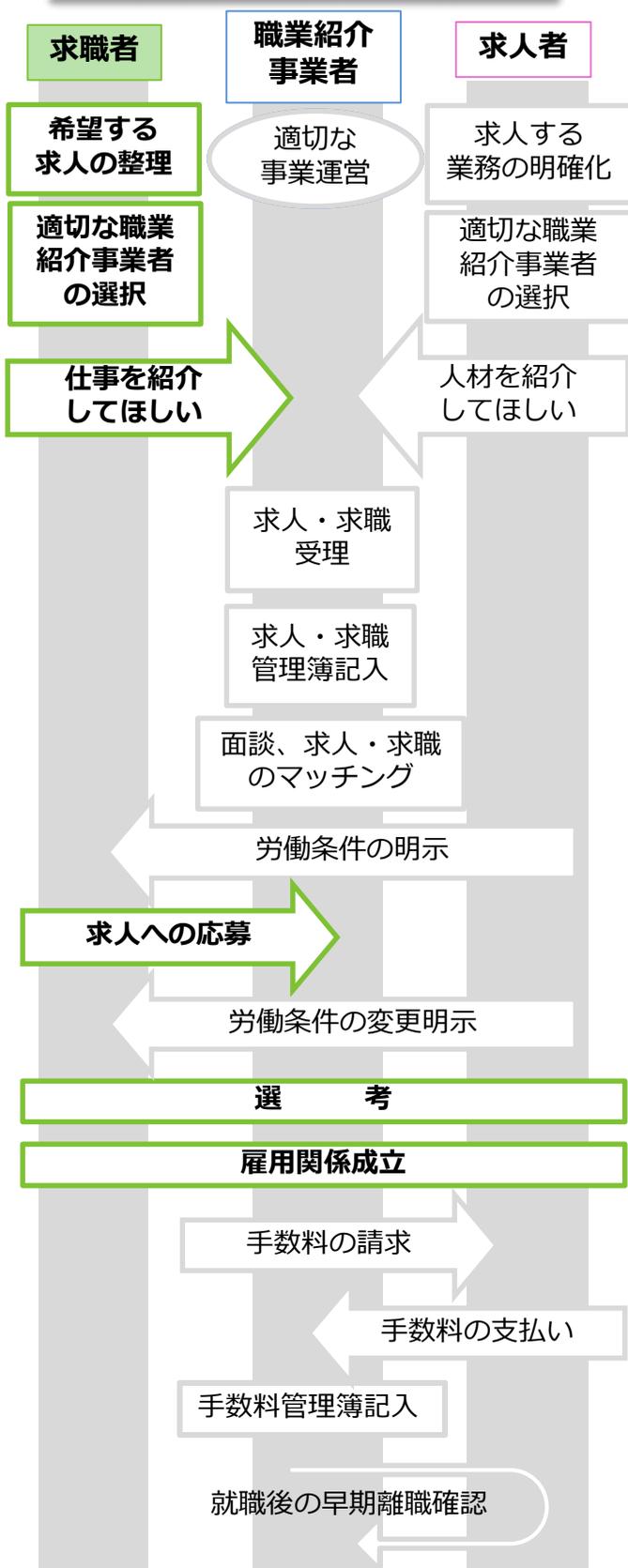


職業紹介事業者を利用するとき 知っておきたいこと

職業紹介業務の流れ



1 職業紹介事業者の選択

✓	チェック（職業紹介事業者について）
	人材サービス総合サイトに許可事業者として記載がある
	人材サービス総合サイトに手数料に関する事項や就職実績などの情報を公開している
	求人者への手数料、求職者への手数料の両方について説明があった
	（有料職業紹介事業者の場合）建設業務・港湾業務など職業紹介禁止業務についての紹介を行っていない
	ハローワークと誤認されるような紛らわしい名称を用いていない

2 職業紹介事業者への求職の申込み

✓	チェック（職業紹介事業者について）
	求職の申込みが適切に受理されている
	労働条件の明示が適切になされている
	求職の申込みの対価としてお祝い金等金銭の提供を受けていない

3 雇用契約成立後

✓	チェック（求職者について）
	職業紹介事業者より、就職した日から2年間、転職の勧奨をされていないか

「職業紹介」とは

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすることをいいます。



◆「求人者」

対価を払って自己のために他人の労働力の提供を求めるため、他人を雇用しようとする者

◆「求職者」

対価を得るために自己の労働を提供して職業に就くために他人に雇用されようとする者

◆「あっせん」

求人者と求職者との間をとりもって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話をすること

◎「募集情報等提供」とは

募集情報等提供とは、以下のいずれか、又は両方を事業として行うことをいいます。求人サイト・求人情報誌などが該当します。

- 募集主から依頼を受け、募集に関する情報を求職者に提供すること
- 求職者から依頼を受け、求職者に関する情報を募集主に提供すること

また、以下①～③のような行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要です。

- ①提供する情報や情報の提供先について、あらかじめ明示的に設定された客観的な要件に基づくことなく、募集情報等提供事業者の判断により選別や加工を行うこと。
- ②募集情報等提供事業者が、求職者に対して求人に関する情報を連絡、又は求人者に対して求職者に関する情報を連絡すること。
- ③求職者と求人者との間の意思疎通を中継する場合に、募集情報等提供事業者が意思疎通の内容に加工を行うこと。

1 職業紹介事業者の選択

◆人材サービス総合サイトの利用

厚生労働省では、「人材サービス総合サイト (<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>)」を運営しています。

このサイトでは、職業紹介事業者の検索や、職業紹介事業者に関する以下のような事項を確認できます。

- ・ 職業紹介事業者の紹介により就職した者の数
- ・ 上記のうち、6か月以内に離職した者の数（※）
- ・ 手数料に関する事項
- ・ 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- ・ その他、得意とする分野等（職業紹介事業者が任意で掲載）

（※） 早期離職者の数は、職種や業界等によって事情も異なりますので、参考情報の一つとして確認しましょう。また、就職した求職者が6か月以内に離職したか否か、職業紹介事業者から調査の依頼があった場合には、求人者も協力する必要があります。

◆職業紹介を行ってはならない業務

有料職業紹介事業者は以下の業務に関する職業紹介を行ってはならないとされています。

①港湾運送業務

②建設業務

2 職業紹介事業者への求職の申込み

◆求職の申込み

職業紹介事業者は、求職の申込みが法令に違反する場合を除き、全て受理しなければなりません。

◆労働条件の明示

職業紹介事業者は、原則として求職者と最初に接触する時点までに、書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法で、以下に掲げる事項等を、求職者に明示しなければなりません。

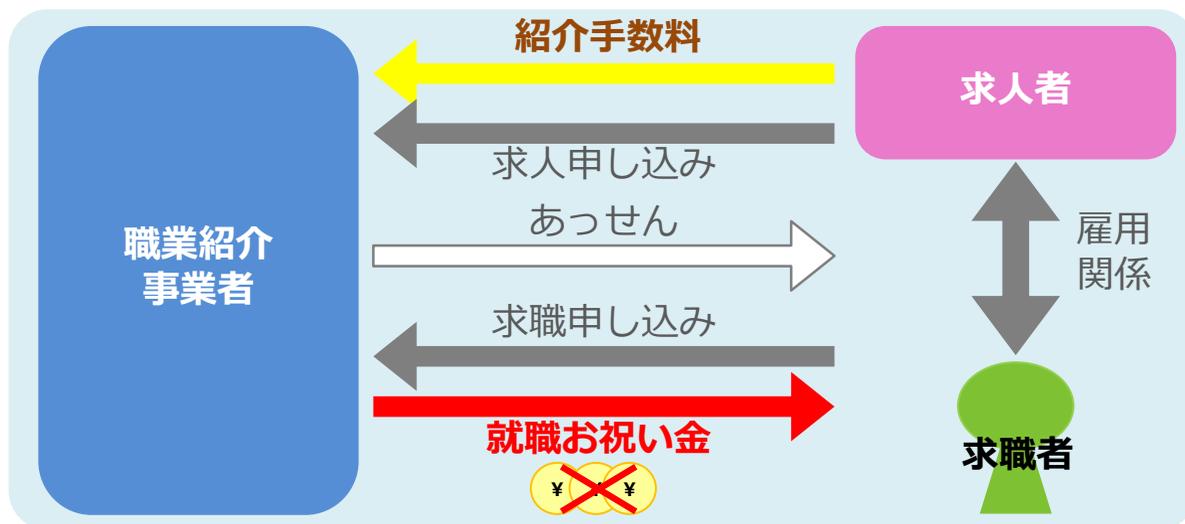
- ・ 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ・ 労働契約の期間に関する事項
- ・ 試みの使用期間に関する事項
- ・ 就業の場所に関する事項
- ・ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ・ 賃金の額に関する事項
- ・ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- ・ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- ・ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨
- ・ 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

◆職業紹介事業者における求職者からの苦情の適切な処理体制

職業紹介事業者は、あっせん後も含め、職業紹介事業に関する求職者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努める義務があります。

◆求職の申込みの対価としてのお祝い金の禁止

職業紹介事業者は、社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することは行ってはなりません。



3 雇用契約成立後

◆転職勧奨の禁止

職業紹介事業者は、自らの紹介により就職した求職者（無期雇用契約に限ります）の就職の日から2年間、転職の勧奨を行ってはなりません。

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245
山形	需給調整事業室	023-676-4618	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
三重	需給調整事業室	059-226-2165			

このパンフレットは、職業紹介事業の運営にあたり主な内容を説明したものです。

職業紹介事業の許可・運営に関するご質問等は事業所の所在地の都道府県労働局へお問い合わせください。

◆厚生労働省のホームページに、職業安定法や業務運営要領などの資料を掲載しています。

厚生労働省 職業紹介事業 [検索](#)

◆「人材サービス総合サイト」（厚生労働省運営）にて職業紹介事業者の情報などを掲載しています。

厚生労働省 人材サービス総合サイト [検索](#)